

社会福祉法人上野丘さつき会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上野丘さつき会（以下「法人」という。）は、定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職金を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務実績に応じて、報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任した者、死亡により退任した者はその遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、就業規則給与等の支給規程を準用し、俸給43号俸を本俸とする額

(2) 賞与については、就業規則給与等の支給規程による第4条第1項に定める額

(3) 退職金については、就業規則給与等の支給規程による第9条を準用し、就任したときに退職共済に加入する。

(4) 通勤手当については、給与等の支給規程第4条の規定に準ずる額

(5) 常勤役員等が職務のために出張したときは、就業規則給与等の支給規程第10条による、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のために出張したときは、前条第5号に準ずる。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等に対しては、本規程に基づく役員等報酬を支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、当日が休日のときは、給与等の支給規程第6条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月、12月及び3月とする。

(3) 退職金については、就業規則給与等の支給規程第9条に定める退職共済制度による。

- 2 非常勤役員等の報酬等は、当該会議に出席した都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金及び積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、就業規則第6条第1項第4号および同規則第11条を準用し、日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる端数処理を行う。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則

- 1 平成27年4月1日施行の役員等報酬および費用弁償規定は廃止する。
- 2 この規程施行以前に給与に関して決定された事項は、従前の例による。
- 3 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

評議員会への出席	日額10,000円、半日額5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額10,000円、半日額5,000円

※交通費を含む額とし、所得税相当分を加算する。

(2) 理事

理事会等会議への出席	日額10,000円、半日額5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額10,000円、半日額5,000円

※交通費を含む額とし、所得税相当分を加算する。

(3) 監事

監事監査等への出席	日額10,000円、半日額5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額10,000円、半日額5,000円

※交通費を含む額とし、所得税相当分を加算する。

(就業規則 第31条、第38条関係)

役員等報酬および費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人上野丘さつき会（以下「法人」という。）の役員（理事、監事）および評議員、評議員選任委員、第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して実績に応じて報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は交通費を含む日当額とし、半日の場合は5,000円に所得税相当分を加算したもの、全日の場合は10,000円に所得税相当分を加算したものとす。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、業務日毎に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、または、法人の業務あるいは研修のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 理事会、評議員会、監事監査、評議員選任委員会、第三者委員会に出席した費用弁償額は、本規定第2条2項によるものとする。

3 旅行したときの旅費、日当および宿泊料は、旅費規定によるものとする。

付 則

この規定は、平成17年6月20日から施行する。

この規定は、平成18年5月21日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

就業規則 第38条関係

給与等の支給規定

第1条 就業規則第38条による職員の給与等は本規定の定めるところによる。

第2条 この規定の適用を受ける職員とは、就業規則第3条及び第4条、第5条により、採用されたもので、常時本法人の業務に従事するものとする。前記以外の職員については別に定める。

第3条 職員の国籍、信条、社会的身分、または、性別を理由にして、差別的取扱いをしない。

第4条 職員の給与は法人が定めた俸給表と諸規定および別紙に基づくものとする。

- 2 職員の本俸の号俸、初任給、昇給、諸手当等は原則として前項の規定に基づくものとする。
- 3 資格取得等により上位号俸に昇給することができる。
- 4 定期昇給は原則として12か月勤務した場合に2号昇給する。ただし、満55歳到達後の定期昇給は停止する。

第5条 給与の支給は別紙協定書に基づきその全額または一部を給与振込みにより行う。ただし、控除につき法令で別段の定めがあるもの、および職員の過半数を代表するものと書面にて協定したものは、これを控除する。

第6条 給与および手当の支給については以下のとおりとする。

- (1) 給与は当月1日から当月末日までとし、毎月25日に支給する。ただし、時間外勤務手当と月により変動する手当については前月16日から当月15日までの期間とする。
- (2) 当日が休日のときはその前日を原則とするも、預金引き出しの金融機関の混雑、盗難防止、事故予防等の見地から前々日、或いは前々々日とすることがある。また、年末調整等事務計算の遅れる月は1日から2日遅給することもある。
- (3) 前項は夏季、年末、年度末手当およびその他の一時金については適用しない。
- (4) 中途採用者および復職した職員の当月分の給与は日割り計算とする。

第7条 職員に支給する給与と支給条件、および計算方法は別紙によるものとする。また、病気欠勤、事故欠勤についての給与は支給しない。

第8条 次の場合は給与を支給しない。

- (1) 女子職員が出産するとき、与えられる特別休業中の給与については支給しない。
- (2) 育児休業中の給与については支給しない。
- (3) 介護休業中の給与については支給しない。

第9条 職員の退職金の支給については、以下のように行う。

- (1) 平成28年3月31日までに独立行政法人福祉医療機構の行う社会福祉施設等退職手当共済制度（以下、全国共済という。）と、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会の行う神戸市民間社会福祉施設職員退職手当共済（以下、市社協共済という。）

の退職共済に加入した職員はその退職金を支給する。

- (2) 平成28年4月1日以降に市社協共済の退職共済に加入した職員はその退職金の支給を行う。加えて、独立行政法人勤労者退職金共済機構（機構）中小企業退職金共済事業本部の行う退職共済制度（中退共）に加入した職員はその退職金を支給（退職者本人が中退共に請求）する。
- 2 全国共済においては1年以上の雇用期間を定めて使用する職員および雇用期間を定めない職員、且つ、労働時間が正職員の3分の2以上の職員は雇用契約の形態を問わず採用日から加入する。ただし、法人の役員（施設長等を兼務している者を除く。）は被共済職員とならない。
- 3 市社協共済においては1年以上の雇用期間を定めて使用する職員および雇用期間を定めない職員、且つ、労働時間が正職員の3分の2以上の職員は雇用契約の形態を問わず採用日から加入する。ただし、法人の役員（施設長等を兼務している者を除く。）は被共済職員とならない。
- 4 中退共においては1年以上の雇用期間を定めて使用する職員および雇用期間を定めない職員、且つ、労働時間が正職員の3分の2以上の職員は雇用契約の形態を問わず採用日から加入する。ただし、法人の役員（施設長等を兼務している者を除く。）は被共済職員とならない。

第10条 職員が業務のため出張命令を受けて旅行するときは、旅費を支給する。旅費規定、旅費額表は別に定める。

第11条 職員の業務上、または、通勤途上における傷病により就業できない間の給与は支給しない。月の途中の場合の給与は欠勤と同様の日割り減額計算とする。

第12条 就業規則第3条第2項の規定による臨時または日々の雇用者、試用中の者、パート職員の賃金は基本給、通勤手当と時間外勤務手当とする。

- (1) 基本給は日給または時間給とし、職務内容により各人ごとに定める。
- (2) 通勤手当は月のうち15日以上出勤すれば全額支給、15日未満の場合は日割り計算とする。
- (3) 時間外勤務手当の支給は別紙のとおりとする。
- (4) 満65歳以上70歳未満のパート職員で継続雇用もしくは定年後の再雇用であって、且つ、これまで基本給の時間給1,000円以上であった者の時間給は1,000円以下、もしくは、これまで時間給1,000円未満であった者は同額または減額した時間給とする。この減額は理事長が決する。
- (5) 継続雇用であって、満70歳以上のパート職員の時間給は前項で定めた時間給の同額または100円までを差し引いた額で最低賃金以上とする。
- (6) 前第4号ならびに第5号に規定する雇用契約内容（時間給）の変更は、第4号に在っては（期間決めの）雇用契約期間中に満65歳に達する場合はその年度の3月31日に期間満了し、更新する雇用契約からとする。第5号に在っては満65歳を満70歳に読み替えるものとする。

附則

本規定は平成19年4月1日より施行する。

本規定は平成25年4月1日より施行する。

本規定は平成26年4月1日より施行する。

本規定は平成27年4月1日より施行する。

本規定は平成28年4月1日より施行する。

本規定は平成29年4月1日より施行する。

(給与等の支給規定第10条関係)

旅費規定

第1条 職員および役員等（理事、監事、評議員、評議員選任委員、第三者委員）が、業務あるいは研修のため旅行命令者の命令、または、承認を受けて出張するとき（以下、出張という）は旅費を支給する。

2 職員および役員等以外の者が本会の依頼で出張したときは、その者に対して役員等に準じた旅費を支給する。

第2条 旅行命令者の命令、または承認は旅行命令簿による。

第3条 旅費の種類は次のとおりとする。

- (1) 鉄道費、船費、航空費、車費、日当、宿泊料（車内泊を含む）、食事料、旅行雑費
- (2) 運転手当（別表1）1回または各月の合計による。

第4条 出張の種類および旅費支給の有無は以下のとおりとする。

(1) 市内および県内に出張する場合、交通機関を利用するときはその実費を支給する。出張は日帰りを原則とするも、宿泊の必要あるときは宿泊料を支給する。加えて、旅行命令者が認めたときは同条3号に定める日当を支給する。

(2) 県外であっても日帰りの出張の場合、前項に準ずる。

(3) 県外に出張する場合、利用交通機関の運賃（最も経済的な通常の経路および方法）、日当、宿泊料を支給する。

日当とは、出張中の日数に応じた1日当たりの旅費（食事代等諸雑費を含み、精算は食事代を施設が支払った場合はその7割を自己負担とし、それ以外は全額自己負担とする）であって、定額を支給する。

宿泊料とは、出張中の日数に応じた1夜当たりの旅費であって、定額を支給する。

ただし、研修会で宿を指定された場合は指定された料金とする。（別表2）

(4) 自動車（公用車）による出張の場合は、燃料、通行料、駐車料、フェリー乗船賃等の実費を支給する。交通運賃は支給しない。

(5) 私用車の使用においては、事前に協議する。1km当たり20円を支給する。

第5条 旅費の支給および請求は次のとおりとする。

(1) 旅費は、概算支給精算払とする。

(2) 旅費請求は、所定用紙にて請求する。

第6条 赴任旅費は施設長の承認により支給する。

第7条 旅行に要する時間は超過勤務時間の対象としない。

第8条 引率手当は旅行命令者が定める。

第9条 外国旅行の旅費は旅行命令者が定める。

第10条 前各条項によりがたきものについては、理事長がこれを定める。

別表1

区分	運転手当	
	普通車	全行程200km.未満
	全行程200km.以上	1,400円
中・大型車	全行程200km.未満	1,400円
	全行程200km.以上	1,800円

別表2

区分	日当 (日帰り)	日当 (泊付1日当たり)	宿泊料 (1夜当たり)
施設長	1,500円	3,500円	11,000円
職員	1,000円	3,000円	10,000円
役員等	2,500円	5,000円	11,000円

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。

慶 弔 規 定

項 目		死 亡	祝 い	その他
理事、 監事、 評議員、 評議員選任委員、 第三者委員	現職	10,000円の香典		離任、永年勤続 20,000円程度の 記念品
	旧	10,000円の香典		入院等見舞い 10,000円の見舞金
	配偶者 同居の父母	10,000円の香典		
利用者	本人、保護者	5,000円の香典		
現職員	本人、 配偶者	10,000円の香典		
	父母、子	5,000円の香典		
各施設等	竣工式等		10,000円の祝金	
	学園祭等		5,000円の祝金	
地域	行原、東畑、 中山、その他 関係者	5,000円から 30,000円の香典		
	八幡祭、交通安全、お弓、秋祭り		10,000円から 30,000円の祝金	
	淡河町、運動会、文化祭		5,000円から 30,000円の祝金	

利用者は事実が発生したときに利用契約中または措置期間中である者

上記各欄の香典の他、花等(生花、花輪、しきび、宗派による)1対(13,000円～15,000円程度)を法人から送ることができる。

上野丘さつき会 法人給与表

平成25年度より

号	金額	下位との差額	
1	150,000		
2	152,500	2,500	
3	155,000	2,500	5,000
4	157,500	2,500	5,000
5	160,000	2,500	5,000
6	162,500	2,500	5,000
7	165,000	2,500	5,000
8	167,500	2,500	5,000
9	170,000	2,500	5,000
10	172,500	2,500	5,000
11	175,000	2,500	5,000
12	177,500	2,500	5,000
13	180,000	2,500	5,000
14	184,000	4,000	6,500
15	188,000	4,000	8,000
16	192,000	4,000	8,000
17	196,000	4,000	8,000
18	200,000	4,000	8,000
19	204,000	4,000	8,000
20	208,000	4,000	8,000
21	212,000	4,000	8,000
22	216,000	4,000	8,000
23	220,000	4,000	8,000
24	224,000	4,000	8,000
25	228,000	4,000	8,000
26	232,000	4,000	8,000
27	236,000	4,000	8,000
28	240,000	4,000	8,000
29	244,000	4,000	8,000
30	248,000	4,000	8,000
31	252,000	4,000	8,000
32	256,000	4,000	8,000
33	260,000	4,000	8,000
34	264,000	4,000	8,000
35	268,000	4,000	8,000
36	272,000	4,000	8,000
37	276,000	4,000	8,000
38	280,000	4,000	8,000
39	284,000	4,000	8,000
40	288,000	4,000	8,000
41	292,000	4,000	8,000
42	296,000	4,000	8,000
43	300,000	4,000	8,000
44	303,500	3,500	7,000
45	307,000	3,500	7,000
46	310,500	3,500	7,000
47	314,000	3,500	7,000
48	317,500	3,500	7,000
49	321,000	3,500	7,000
50	324,500	3,500	7,000

号	金額	下位との差額	
51	328,000		
52	331,500	3,500	7,000
53	335,000	3,500	7,000
54	338,500	3,500	7,000
55	342,000	3,500	7,000
56	345,500	3,500	7,000
57	349,000	3,500	7,000
58	352,500	3,500	7,000
59	356,000	3,500	7,000
60	359,500	3,500	7,000
61	363,000	3,500	7,000
62	366,500	3,500	7,000
63	370,000	3,500	7,000
64	370,500	500	4,000
65	371,000	500	1,000
66	371,500	500	1,000
67	372,000	500	1,000
68	372,500	500	1,000
69	373,000	500	1,000
70	373,500	500	1,000
71	374,000	500	1,000
72	374,500	500	1,000
73	375,000	500	1,000
74	375,500	500	1,000
75	376,000	500	1,000
76	376,500	500	1,000
77	377,000	500	1,000
78	377,500	500	1,000
79	378,000	500	1,000
80	378,500	500	1,000
81	379,000	500	1,000
82	379,500	500	1,000
83	380,000	500	1,000
84	380,500	500	1,000
85	381,000	500	1,000
86	381,500	500	1,000
87	382,000	500	1,000
88	382,500	500	1,000
89	383,000	500	1,000
90	383,500	500	1,000
91	384,000	500	1,000
92	384,500	500	1,000
93	385,000	500	1,000
94	385,500	500	1,000
95	386,000	500	1,000
96	386,500	500	1,000
97	387,000	500	1,000
98	387,500	500	1,000
99	388,000	500	1,000